

農薬適正使用の推進について

6月2日、県庁で福島県農薬適正使用推進会議を開催しました。

本会議では、農薬使用基準の遵守、農産物の安全確保、農薬使用者の安全確保、周辺環境への配慮、農薬の保管管理の徹底を柱として、農薬の適正使用の推進を確認しました。

本年度の重点項目として、住宅地等への農薬の飛散防止、主要農作物（未成熟えんどう、ブロッコリー、ばれいしょ、すもも等）の農薬の残留値調査等による農薬適正使用の確認、農薬散布履歴による出荷前の安全確認を掲げながら、より一層、農業者の食の安全性に対する意識を高め、農薬適正使用の重要性を啓発していくことになりました。

特に、農薬の飛散防止については、平成18年度から食品衛生法の改正に伴うポジティブリスト制度（農薬等の残留する食品の販売を原則禁止する制度）が導入されるため、地方段階において、土地利用のあり方を含めたリスク管理等による飛散防止対策を強化していただくよう、周知徹底を図ることとしました。

福島県農薬適正使用推進会議の構成メンバー

J A 福島中央会、J A 全農福島、N O S A I 福島
福島県農薬卸商業協同組合、福島県植物防疫協会
福島県生活研究グループ連絡協議会
食品安全 G、薬務 G
普及教育 G、研究開発 G
農産物安全 G、流通消費 G、水田畑作 G、園芸振興 G
県産材特産 G
各農林事務所（農業普及部）
病害虫防除所、農業試験場、果樹試験場
事務局：循環型農業 G